

令和6年度 第2回あわら市図書館協議会 会議録

1 日 時 令和6年10月25日（金） 午後2時30分～

2 場 所 あわら市役所 2階 203会議室

3 会議日程

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議事項

(1) 令和6年度図書館事業経過報告（9月末現在）について

4 その他

(1) あわら市図書館条例施行規則の一部改正について

(2) 新図書館システムについて

(3) 県内他図書館との比較

(4) その他

5 閉 会

4 会議資料 会議次第

5 出席委員 山田裕子・吉田奈美・山崎信子・多幡順子・藏野幾夫
木村政彦・山本辰彦・松本浩子・酒井美千代（敬称略）

6 欠席委員 小西のぶ子

7 委員以外の出席者

早見孝枝（文化学習課長）

（事務局）平井俊宏（金津図書館長）・後藤重樹（芦原図書館長）

寺尾千恵・渡辺弘子（芦原図書館司書）

星美鳥・谷本史歩・見野部素子（金津図書館司書）

8 傍聴者 なし

9 開 会 （事務局：開会を告げる。）

10 庶務報告（事務局）

定足数（半数）について、委員10名中9名出席による会議の成立を報告する。

11 委員長あいさつ（藏野委員長）

12 協議事項

規定により、藏野委員長が議長となり会議を進める。

令和6年度図書館事業経過報告（9月末現在）

事務局 説明

議長 事務局からの説明は以上です。令和6年度図書館事業経過報告について、何か質問等ございましたらお願いします。

委員E 今更なのですが、1ページの1番上に令和6年度4月1日から9月30日とあり、去年の同じ期間で比べていますよ、という書き方だと思うのですが、これはどこを指しているのか。また、蔵書の部分は9月30日時点の全体の数を出していて、受け入れ冊数等は半年分というような読み方をすればよろしいでしょうか。蔵書が半年間でこれだけ増えましたよという事ではなく、これは今ある蔵書のことを多分言っているのだと思うのですが、この書き方はどうなのかなと思ったもので聞いています。

議長 事務局説明お願いいたします。

事務局 蔵書数は、そこに書いてあります通り、9月30日現在の同時期の比較になっております。それから他の数字は、4月1日から9月30日までの半年間の数字です。新規で増えたものや除籍したものという数字の比較になっています。

委員E ということは、(1)は9月30日現在の差分で、(2)と(3)は半年間分ということですね。

事務局 そうです。

委員E わかりました。

議長 今年5月の図書館協議会資料では、年度で区切っております。そして来年になりますと、令和6年度の蔵書冊数や令和6年度の登録者数の比較が出てくることになっています。その他ご質問等ありませんか。

委員F 展示をする期間ということで、色々なイベントがあると思うのですが、毎年企画されているものがありますよね。そういうものについては、前年度と対比してどうだったなど、何か比較していますか。例えば、直木賞、芥川賞特集は、多分毎年あると思うのですが、その統計をとっているのですか。

事務局 はい、ありがとうございます。直木賞や芥川賞など、他にも同じような展示を繰り返した場合に、数の比較、推移があるかどうかということなのですが、数のカウントなどはしておりませんので、今年や去年の数の比較はできません。期間についても、話題になっている期間は置くようにしているため、同じ期間置いているというわけでもないです。資料によってもずっと話題になって長く置いてあるものもあれば、その時期にすごく人気が出て、あとは続編などに続いているというものも勿論ありますので、やはり数では計れないものかなと思っておりまして、統計はとっておりません。

委員F 例えば、非常に評判が良いので延長することもあるのですか。

事務局 はい、おっしゃる通り、かなり評判が良く、ずっと展示場所に無い状態のため、予定していた以上に期間を長くとるということもありますし、効果があったから来年もやろうかという形で、皆さんの手にとられる状況を見て、特集展示を違う期間や、違う年度で行うということはございます。

委員F はい、わかりました。

議長 ありがとうございます。直木賞や芥川賞以外にも、作家さんが亡くなったとか、そういうものも展示していますね。そういうことに関しても特集展示をやっておりますが、冊数が少ないということになれば期間が長くなることもある。貸出期間が2週間あるので、展示期間が決まっていると貸出人数に限りがある状態になってしまうこともあると思います。今後も工夫されて特集展示してほしいと思います。他に何かございますか。

では、質問がないということなので、拍手を持ってご承認の方よろしく申し上げます。

ありがとうございます。続きまして、その他について事務局の方から説明をお願いします。

その他(1)あわら市図書館条例施行規則の一部改正について

事務局 説明

議長 規則改正のことを、事務局の方で簡単に新旧対照表の説明をいただくと分かりやすいかなと思います。

事務局 あわら市図書館条例施行規則新旧対照表の2ページの、第10条の3をご覧になっていただけますか。

他市町図書館ですと、表記の仕方はそれぞれ違いますけれども、長期間、何ヶ月も他の人が借りられない形で、返却されない方がおられた場合に、そういった方にはもう貸しませんよ、というような、規定が持たれています。ところがあわら市では、規定がありませんでしたので、やろうと思えばできないことはないのですが、はっきりとした根拠がないので、非常にやりづらいということで、今回10月に新しいシステムを入れ替えたことによって、そういった方が図書を借りようとした時にも、表示が出て、この人は長いこと返してないから貸せませんよ、というような形になるように調整をしました。それに合わせて例規の方も整理させていただきました。そういった方がたくさんおられるのかということとそんなにたくさんおられるわけではないのですが、実際にやっていくときに、我々も、規則に規定がないとやりづらいということもありますので、整理させていただきました。

委員F 2点ほど質問させてください。今までそのようなケースはどのように対応していたのか教えていただきたいのと、今後そういう人が発生した場合、ただちに停止を

するのでしょうか。

事務局　今までは、早く返してくださいと伝えて、実際貸出をしていました。今後は、返していただかないと新たにお貸しすることはできませんという話です。

委員F　そして、返したらすぐにそれは解除されるのですか。それともここにある相当期間貸出停止するということになるのですか。

事務局　他の図書館では、例えば3か月図書の返却を遅延していたら、3か月貸しませんよ、とかやっておられる図書館もあるのですが、私どもの方では返してさえいただければお貸ししますという対応をするつもりです。

委員F　わかりました。

委員E　今のことで追加質問です。今、本を借りていて、それを返さずに新たにその人が貸出をしたいと受付に来て、遅延のメッセージが出た時に、貸しませんよ、ということですね。他にも、電話か何かで返してくださいねとお伝えする等対応はしているのですか。

事務局　もちろん、しています。

委員E　返却が遅れている方が「分かりました」と言って、3か月ほど経ってから気が付いて返却したついでに、新たに貸出する時には、その前にもう対象の本を返却しているから履歴としてはなくなっているということではないですか。新たにその日貸出したいとカウンターに来た時には、初め入ったときに返却しているから、もう表示は出ないのではないかと思ったもので。それは今まで通り借りられるということですか。

事務局　そうです、お返しいただければ借りられます。

委員E　はい、わかりました。返さない人にとっては、返さずに新たに借りようとしたら、そういうペナルティがありますよということですね。まあ通常はそんなことはないですよ。

事務局　そうです、普通の利用者の方はそういうことはないの、全然関係のない規定だと思いののですが、中にはおられるので。施行規則についての説明はこれで終わらせていただきます。では次に図書館システムについて説明させていただきます。

その他(2)新図書館システムについて

事務局　説明

委員B　返却期限を超過した場合は延長できないとありますが、次の予約があるということがこのレシートの時点でわかっている本を、期限内なら返却期限の延長は可能ですか。

事務局　後ろに予約がついているものは全て延長ができなくなっております。以前からもそのような仕組みになっていまして、どの時点でもできないということになっています。

委員B　はい、分かりました。

事務局　システムは、変更点と書いてはあるのですが、付随的なもので、実際は、今まで使っていたシステムのサービス提供が終了することになり、新しいシステムに入れ替えないと、メンテナンスしてもらえないということなので、それがシステム更新の1つ目の理由ですね。

そしてもう一つが、機械を買ったのですけれども、その期限というものが大体5年から7年で入れ替えをしないといけない。システムもメンテナンスしてもらえるかどうか分からないし、元々の契約が5年だったので、もうメンテナンスしないよというシステムで更新をかけるのか契約をし直すのか、新しいシステムを、これから先使えるシステムを入れ替えるかという話の中で、バージョンアップをしたということなのです。

その中で、例えば、返却期限を超過した場合に、今までは返却期限を過ぎていても延長できてしまっていました。これは期限をきちんと守っていただいている利用者さんに対しては大変失礼な話です。2週間できちんと返していただいているのに、それが例えば3週間借りている人でもさらに2週間延長ができてしまう

というシステムであったものですから、これは変えてください、ということで、システムの入れ替えに伴って見直しをしました。実際利用されていると、多分ちょこちょこっと前と違うなということはお分かりになるかなと思うのですが、利用者の方々にとって厳しくなっている点もあると思いますが、不便にはなっていないと思うのでよろしくお願ひしたいなと思います。

委員F 質問よろしいでしょうか。詳しくシステムのことまだしっかり見ていないので良く分からないのですが、データベース的には引き継いでいるのですか。

事務局 はい、同じデータベースです。細かい話になりますけれども、今まで使っていたデータベースの保管場所が、もうちょっとグレードの高いものになりました。ここにも書いてありますが、レスポンスがものすごく早くなる、システムの起動も早くなりましたし、貸出返却の動きもすごく早くなって、利用者の方にとってはメリットなのかなと思います。

委員F 分かりました。

委員E 書影の表示についてですが、本の表紙を表示すると、新刊一覧にアクセスして、いちばん初めに使ったとき、あまりにもたくさん数が出てきました。消せないかなと思って、使っているうちに書影を消せましたが、一般の方は分かるのかなと思いました。説明があった方がいいのかなと思ったのですが、一冊だけを見たときには、書影が出て良いと思うのですが、一覧で見ると、あまりにも量が多くてスクロールが長くなるので。そういう部分の説明がなかったし、私は偶然触ってみてわかったものですから。

事務局 新しくしたことによって書影が追加されるようになったのですが、こちらは今まで通り、タイトルだけ並ぶパターンと、画像込みで表示するパターンとが切り替えという形式になっております。現在、この周知ができているかというところはまだ皆様の反応を見ている状態ですので、まだ周知には至っておりません。仰っていただいた通り、今後広報等でシステムが変わりましたということのお知らせというのでも検討していきたいと思っております。

委員E デフォルトをいままでの一覧にしておいて、こちら（書影ありのカード形式）に切り替えられるというのはどうでしょう。まあどちらにしても案内しなくてはいいですね。お任せします。

事務局 今までの形式の時に、画像はないのか、文字だけだと同じタイトル名があり著者までは覚えていないという声がありました。見た目でも本に興味をもつ人も多かったことから、デフォルトを書影つきの方に今回切り替えております。皆さんがどちらを使いやすいと感じるかというのは、これからお声をききながらかと思うのですけれど。

今、委員Eさんがおっしゃるのは、広報等で周知をしてほしいということなのか、アプリ上でわかるようにしてほしいということなのか、どちらでしょうか。

委員E 何らかの方法で周知していただければよいと思います。アプリ上に説明が書いてあるかどうかもうろ覚えなもので。すでに書いてあるのならすみません。

事務局 アプリではアイコンがついているだけなので、それを押すとどうなるかということまでは書いていないです。

委員E 触る人がいればいいんですけど。

事務局 気づく方、気づかない方いらっしゃると思うので、なるべく図書館側から積極的に案内していきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

委員E それと、応答速度が0.何秒早くなったと言われても、利用者側はあまりわからないので、ここに書く必要があるかなと思いました。

また、貸出カードの有効期限が5年だったのを3年に変更しましたとありますが、新しいカードに切り替えるという意味ですか。今まで一度もカードを切り替えたことはないのです。

事務局 以前のシステム入れ替えのときに有効期限を設けたのですが、それが5年でした。その時に更新かけられていると今は5年になるので、まだの方もおられるかもしれませんが。住所等の変更がなければそれでいいのですが、電話番号など変わ

られる方が結構おられます。5年だとそれが長過ぎるため、これも近隣の市町を調べさせていただいて、3年とか2年のところが多かったので、今回3年ということにさせてもらいました。本を借りられた際、更新対象であればこちらからお声かけさせていただきます。

委員E カードの変更ということじゃなくて、システム上の有効期限ということですね。
事務局 そうです、カードは変わらないです。

委員E カードも新しくなるのかと思いました。

議長 貸出カードについてもうひとつお聞きしたいことがあります。今言っていたことをすると、1人の方が2枚持っている、要するに同じ名前で2枚カードを持っているということ。昔あったと思うのですが。

事務局 貸出カードを2枚持っている人がいるのではないかということですか。

議長 そうです。そういう方のカードは3年経ったら切ってしまうのか。

事務局 それは有効期限に関わらず、同じ方が2枚持ってらっしゃるということが分かったらすぐにその場でどちらかは抹消させて頂いておりますので。ほとんどいないと思います。

議長 はい、分かりました。もう一つすみません。3年以上借りなくてずっと使っていないものがありますね、そういうカードも抹消してしまうのですか。

事務局 今のところは全て残してあります。

議長 ということは利用者の数はカウントされているということですか。

事務局 利用者の数にカウントされています。

議長 それは切るということはないのですか。

事務局 それは今、検討中です。福井市など多くの利用者を抱えているところの統計データを見ると、登録者数の数字と実質的数字の、利用者数の2つの数字を持っていらっしゃるの、おそらく何年か動きがない人の分は別にカウントしていると思います。あわら市の場合ですと、合併前に貸出カードを作られた方の中で、合併後に図書館の利用が無い方は、システム上は昔のカードの番号で登録されています。それを今どういう処理をしているかということ、その人たちが新たにカードを発行した場合は、新規登録という形で交付させていただいているので、基本、古いカードの番号というのは登録されていないのと同じ形になっています。そのため、そういった場合にはデータの管理上からいうと、落としてしまってもいいのではないかという議論をしているのですが、そこに登録されているお名前や生年月日などをもう一回入れ直さなくてはいけない、旧データが残っていると、それを利用して修正をかければ済むので、残してある状態なのですが、今後どうしようかというのはデータの容量の関係もあるのでちょっと検討中というところですね。

議長 はい、ありがとうございます。

事務局 システムについては以上になりますが、よろしいでしょうか。あまり直接関係のある話ではないと思うのですが、レシートについて、以前よりも細くなっているのでしょうか。よりよくするために変えたつもりではいるのですが。

委員E レシートは本に挟んでいただいてそのままで、あまり確認できていませんでした、すみません。

事務局 そうですか。たくさん借りていただいている方だと、私今何件借りているのと聞いてこられることがありましたので、今回件数が出るようになっていきますので、8冊だったらあと2冊借りることができます、といったことなど見ていただけるといいかなと思います。

委員E 私は、マークがつくような借り方をしていないかもしれないです。

事務局 そうですか、まあそれは人それぞれでございますので。では、これで特にご質問がなければこれについても終わらせていただきたいと思いますのですがよろしいでしょうか。ないようなので、これで終わらせていただきます。

その他 (3) 他図書館との比較の説明

事務局 何か疑問の点とか説明してほしいところがあればご質問いただければ。

委員E ひとつ教えてください。これは福井県に図書館がある市町村はこれだけという意味ですか。ここに入っていない市町村は、町立または市立の図書館がないということですか。

事務局 県内すべてではないです、嶺南は入っていません。坂井市や永平寺町、越前市など、あわら市の近隣の市町だけを入れたものになっています。県内の他市町と比較すると、あわら市はどのような位置づけにいるかということが分かるかなということですが、貸出冊数でいえばそんなに悪い方でもないですし、一人当たりの蔵書数もそれなりに少ないというわけではない、多いというわけでもないですがね。どうしても人口の多いところは、一人当たりの図書費の予算額は少なくなりますし、人口が少ないところは一人当たりの予算額が多くなるという結果が出ている、それは最低限の図書に関する予算っていうのが決まってくるからだろうと思うのです。福井市が、例えば、あわら市並みに予算を持って本を買おうとすると、とんでもない数字になってしまうと思うので。そういうスケールにおける差というのはあるかなと思います。

これについては以上でよろしいでしょうか。では、今日次第に書かせていただいた内容につきましてはこれで終わらせていただきます。そのほか委員さんの方から市の図書館の方にご意見ご要望等ございましたらおっしゃっていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか、何かございませんか。

委員 特になし

事務局 特にないようですので、本日の協議会はこれをもって終了いたします。また、協議会の時でなくてもまた図書館の方にお立ち寄りの際には私たちの方に仰っていただければ、できるだけ対応していきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

13 閉 会 (事務局から閉会を告げる。)